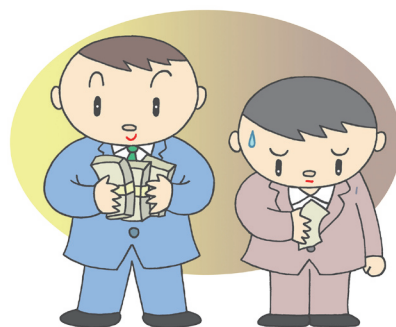


JR東日本より「変革2027」の実現に質する就業規則等の改正について 提案される①

期末手当における成績率（増額）の見直し

勤務成績に応じて 3/100、5/100、10/100、15/100、20/100 のいずれかを適用。
極めて優秀な者には 30/100、25/100 を適用することがある。

- 会** 担当業務はもとより、「融合と連携」により様々な業務を担っている社員の努力に対し、しっかりと評価するために見直す。
- 組** 他の業務を担うものとなれば、現在の仕事がおざなりになり、結果的に安全に支障をきたすことになるのではないかな。
- 会** 安全はトッププライオリティーであることは変わりがない。担当業務も評価の一つである。
- 組** 評価はどのようにやるのか。
- 会** マニュアルを整備し客観性を持たせしっかりやっていく。
- 組** 3/100 ～ 30/100 では 10 倍の差となる。職場では違和感をもたれるのではないかな。
- 会** 10 倍だが、メリハリをつけていくことが必要と考えた。



勤務種別の見直し

対象箇所

設備技術センター・技術センター・工事区

【現行】	1日の労働時間	年間総労働時間	休日制	年間休日数
	7時間30分	1,882時間30分	第2種特別休日制	114日

(1日の労働時間は10分増えるが休日数は8日増える)

【改正】	1日の労働時間	年間総労働時間	休日制	年間休日数
	7時間40分	1,863時間	第1種特別休日制	122日

- 組** これまでも、労働時間の短縮を図ること、休日数を増やすことを求めてきたが、設備技セなど一部だけなのか。
- 会** 統一するのがベストと思っている。再編で支社と同じような状況となった設備技セと工事区とした。
- 組** 10分で休日数がこれだけ違う。対象が限定では違和感がある。
- 会** 事務担当などは2種のままだが、まずは職場単位でということで改正していく。

賃金、労働時間に格差がついて働く意欲がわくでしょうか？

全ての労働者が働く意欲がわく見直しを求める！

JR東日本より「変革2027」の実現に質する就業規則等の改正について 提案される②

通勤手当に併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し

- 組** これまでも求めていたもので評価できるが、なぜこれまで認めなかったのか。
- 会** 職務乗車証を使っていることから自社線を使うことを優先していたため。15分以上短縮は変わらないが、徒歩や乗り継ぎの時間等も含めた全体の通勤時間が短縮されれば自社線以外の交通機関の利用を認めることとした。
- 組** 仙台では、地下鉄利用で、JRの駅がある駅で乗り換えていたが、短縮できれば乗り換えしなくても良いことになるのか。
- 会** 15分以上短縮されることになれば、認めることになる。



日直手当及び宿直手当の見直し

- 組** 増額は評価できるが、1,000円ではどうなのかと感じる。
- 会** 日直・宿直手当として「支払われている賃金の1日平均額の1/3を下回らない」支給要件を満たす必要があることから、これまでの賃金引き上げや法令の基準を踏まえ1,000円増額することとした。

基本給の調整の見直し

- 組** 基本給の調整の見直しは融合と連携が関係しているのか。
- 会** キャリア加算で新たなジョブローテーション等を踏まえ、より多様な業務に従事することによりその発揮に対して措置してきた。融合と連携で多くの社員が多様な業務に従事して頂いている。多くの社員がキャリア加算適応されているが、未適用者の方に適用するとともに、基本給に包含する形で発展的に解消していきたい。
- 組** 一律2,000円の措置が望ましいのではないか。
- 会** キャリア加算未適用者が将来、資格を取って多くの社員がキャリア加算適用となれば、将来その時点で措置するのか基本給に包含するのかの考え方がある。

今回の提案では評価できる内容もありますが…

「融合と連携」で安全や労働密度に影響があってはなりません

国労は働き続けられる労働条件を
引き続き求めます!